

## 事業報告

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度の世界経済は、ロシアのウクライナ侵攻による戦況が膠着状態となり、引き続き世界経済に影響を与えました。一方、2023年10月7日に始まった、パレスチナとイスラエルの紛争の影響を受けて、中東全体を含んだ複雑な紛争状況となりました。これにより、エネルギー価格の高騰が心配されましたが、中国経済の状況などもあり、大きな変化はありませんでした。

米国景気は当事業年度を通して強い状態で進行し、金利上昇をもたらしましたが、下期にはその進行は穏やかになりました。一方、物価は一貫して高い上昇率を示しており、労働市場がタイトで、賃金上昇が顕著であったことと合わせ、米国の金利が下がる状況にはなりません。このような米国の金利状況があったため、ドル円の為替レートは、1ドル130円台から150円を突破する水準まで下落しました。この為替レートの変化は、我が国における物価の上昇に大きな影響を与えましたが、当社にとっては輸出品の円価格での上昇をもたらしました。

当社製品の主要なビジネス分野であるLGD（Laboratory Grown Diamond：人工宝石）市場は、当事業年度において引き続き規模が拡大しております。このような状況下、前事業年度第4四半期から、特に小型宝石について供給過剰が発生し、そのことによってLGDの価格は全般に下落しており、その影響が天然ダイヤモンドの価格にも反映され、価格下落が進行しております。

このような状況下、当社の主要種結晶ユーザーが主に小型宝石の生産を行っておいりましたので、当社の種結晶は当事業年度において受注が減少するほか、前事業年度の受注のキャンセルが発生するなどの困難な事態となりました。

特にインド市場においては、LGDメーカーが種結晶を自家生産する動きが拡大したことから、種結晶価格の低下が顕著となり、当社も価格情報を入手して、対応を進めてまいりました。

また、一部のユーザーは採算が悪化した小型宝石から価格の高い大型宝石へ軸足を移す動き

が増加しております。当社は、その動きに合わせて、2023年8月に13×13mm及び14×14mm種結晶を発売し、また、2023年11月には15×15mm種結晶も発売することで、大型宝石製作のための種結晶製品をラインアップし、これらのユーザーの需要に対応しました。これらの大型宝石用種結晶は、当事業年度の売上に貢献しましたが、数量の多かった小型宝石用種結晶に比べ、販売数量が少なく、小型宝石用種結晶の需要減少による売上減少をカバーするには十分ではありませんでした。

さらに、イスラエルには当社の最も大口のユーザーがありますが、2023年10月に始まったパレスチナとイスラエルの紛争の影響は大きく、当該ユーザーとの取引は一時的に停止せざるを得なくなりました。その後、当事業年度末にかけて取引の条件を整えることで、制限された範囲での出荷が可能となりました。

このような状況下、当事業年度の種結晶売上は、前事業年度に比べ81.4%減の480百万円にまで減少いたしました。2022年12月の輸出貿易管理令の一部を改正する政令の施行への対応として、2023年4月から一時的に輸出を保留したことで、一部ユーザーからの受注の減少もありました。その後、2023年7月から輸出許可を取得することで、通常の輸出が出来るようになりましたので、納期が以前より若干長くなった影響はありましたが、インドを含め世界各地のLGDメーカーからの受注を獲得してまいりました。

一方、種結晶以外の製品については、当事業年度の初めから内外の企業、研究機関から多くの引き合いが来ていました。特に、量子コンピューター関連研究を行っている海外のベンチャー企業や、パワーデバイス開発を目指す国内外の企業等から、各種の基板の受注が活発にありました。従前から活動していた国内の大学や公的な研究機関からも、前事業年度を上回る受注を獲得しました。この要因として、各国のダイヤモンドデバイスの開発支援策が整ってきたことが挙げられます。特に米国ではダイヤモンドデバイスの実用化に向けて新たな資金の投入が始まっております。

当社は創立当初からダイヤモンドデバイスの開発に資する各種基板、ウエハを出荷してきましたが、当事業年度においては、新たに開発の支援を行う新製品を上市いたしました。パワーデバイスの開発向けには、2023年8月にボロンを高濃度含有させた低抵抗基板の販売を開始いたしました。また、2023年11月には、15×15mmの単結晶基板を実用化いたしました。さらに、2024年3月には量子デバイスの開発を後押しするため、低窒素濃度の(111)基板を実用化いたしました。これらの新しい製品は、既に売上に貢献しているだけでなく、上記の各種プロジェクトを推進する役割も果たしております。

このような積極的な対応により、基板・ウエハの当事業年度の売上は、前事業年度の240.6%増の229百万円となり、特に第4四半期においては、種結晶の売上を上回る売上を達

成いたしました。一方、光学部品等や工具素材につきましては、前事業年度の売上を下回る結果となりました。

種結晶の受注が大幅に減少する中、支出を抑えるべく生産設備の一部休止を含む費用削減策を講じてきました。その影響で、2022年11月に稼働を開始した島工場へは、前事業年度に発注した成長装置が導入されましたが、稼働は限定的となりました。購入資材については、必要最小限に絞るなどの対策を、当事業年度を通して講じてまいりました。

一方、当社はLGD分野での新たなビジネス展開を行うため、原石等の製品化を目指してきましたが、2024年1月に当社100%子会社であるエス・エフ・ディー株式会社を設立し、ビジネス体制を整えてきました。また、大型単結晶の開発、切断などの加工技術の開発にも、これまで以上の研究開発費を投じました。

前事業年度に東京証券取引所グロース市場への上場を果たしましたが、これによって内部管理体制の強化などに、従来以上のリソースを投入することが必要となりました。このために、これらを担う人材の確保を進めました。開発費用の増加に加え、この負担も増加しましたので、販売費及び一般管理費は前事業年度より大幅に増加しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は757百万円（前年同期比72.0%減）、営業損失は213百万円（前年同期は1,280百万円の営業利益）、経常損失は97百万円（前年同期は1,280百万円の経常利益）、当期純損失は111百万円（前年同期は909百万円の当期純利益）となりました。

なお、当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は779百万円で、その主な内訳は次のとおりであります。

イ. 当事業年度中における主な増加額

建物	40百万円	島工場	設備増設工事
	11百万円	島工場	空調工事
機械及び装置	480百万円	島工場	成長装置購入
	92百万円	開発部	レーザー装置購入
	27百万円	島工場	太陽光発電設備設置工事

ロ. 当事業年度中における重要な固定資産の売却、撤去、滅失

機械及び装置	14百万円	成長装置
--------	-------	------

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年1月16日に、100%出資子会社エス・エフ・ディー株式会社を設立し、また、同年3月1日に同社へ100百万円の増資をしております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第12期 (2021年3月期)	第13期 (2022年3月期)	第14期 (2023年3月期)	第15期 (当事業年度) (2024年3月期)
売上高 (千円)	1,139,979	1,562,260	2,707,217	757,549
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	270,747	527,877	1,280,724	△97,384
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	253,346	374,816	909,628	△111,336
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	26.31	34.83	72.47	△8.48
総資産 (千円)	2,280,212	2,817,554	6,016,457	5,337,670
純資産 (千円)	1,634,943	2,045,259	4,930,502	4,850,654
1株当たり純資産額 (円)	152.42	187.57	375.74	369.29

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

※当社は、2024年1月16日に当社100%出資のエス・エフ・ディー株式会社を設立しましたが、資産、売上高、損益、利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、現時点では重要性が無いため、非連結子会社としております。

会 社 名	資 本 金	当社の持株比率	主要な事業内容
エス・エフ・ディー株式会社	60,000千円	100.0%	ダイヤモンドの応用製品の 開発、製造、販売

#### (4) 対処すべき課題

当社は、2024年4月を始期とする3か年の中期経営計画を策定（2024年5月10日に公表）し、その最終年度である2027年3月期に、以下の数値の達成を目標としております。第2の創業と位置づけ当社、グループ企業あげて取り組んでまいります。

<中期経営計画>

(当社及びエス・エフ・ディー株式会社、設立予定のインド現地法人の連結ベース)

	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期
売上高（百万円）	2,362	2,770	3,390
営業利益（百万円）	274	470	560
経常利益（百万円）	263	460	550
親会社株式に帰属する 当期純利益（百万円）	180	340	390
1株当たり当期純利益 （円）	13.70	25.89	29.69

当社のビジネス分野はLGD（Laboratory Grown Diamond：人工宝石）と半導体応用開発に必要な素材であるウエハ・基板等（ダイヤモンドデバイス）の2つで構成されています。中期経営計画の達成に向けての、当社共通の課題、それぞれの事業分野ごとの課題は以下のとおりです。

##### ①LGD分野の活動に係る課題

LGDの本格的な宝石ビジネスは約10年前に始まり、市場アナリストの情報として、現在ではダイヤモンド宝石市場における流通量の20%以上にも達しているとの推定も出ており、急速に規模が拡大しています。当社はこの分野で種結晶のみを販売する単一製品のビジネス形態で今日に至っておりますが、今後はLGD分野で複数の製品を展開できるように進める方針です。

##### i. 種結晶ビジネスの進め方

既に種結晶の競合企業が出ているだけでなく、LGD製造企業が自家用に製作する種結晶が増加しています。特にインドにおいてはこの傾向が顕著で、当社の種結晶の優秀さは認められているものの、当社製品に対する購買意欲は低下しております。また、LGD製造企業は成長した原石から複数の宝石を切り出すCAD-CAM技術も確立しているため、種結晶サイズごとに大きさの異なる宝石を製作する工程自体が減少しています。当社は、昨年中頃に至りこのような状況の変化に対する情報収集能力の不足が種結晶ビジネスへの対応を遅らせる原因となっていることを認識しました。

このような状況を改善するため、世界的なダイヤモンド加工産業の集積地であるインド・グジャラート州において、タイムリーに顧客のニーズに応えていくことを目的として、当社は、当社100%子会社であるエス・エフ・ディー株式会社（以下、「SFD」といいます。）とともに、インドにおいて現地法人を設立いたします。

この現地法人では、従来からの当社製品である種結晶を、インドのLGDメーカーに対し現地販売いたします。また、SFDが計画している宝石の製作を可能とするため、当社で製作した原石を、現地法人を通じて当地で宝石に加工いたします。完成した宝石はSFDが購入して、日本及び世界で販売してまいります。

このような活動を行うために、現地法人には販売や加工等に必要な要員を配置し、場合によっては加工設備を設置して、試作や加工技術の開発を行うことも検討してまいります。

## ②ダイヤモンドデバイス分野の活動に係る課題

ダイヤモンドの持つ優れた半導体特性を利用して、パワーデバイスや量子デバイス等に応用するための研究が、世界各地で進められています。しかし、現在検討されている多くのデバイスの開発は、基礎研究段階から少し進んだ程度です。このような状況のためユーザーからは、当社が持っている大型単結晶やモザイク結晶を発展させ、パワーデバイスや量子デバイス等を開発するために必要な製品を展開することが求められています。

### i. ウエハの開発と上市への進め方

半導体プロセスを使ったデバイス製作を行うには、最低の大きさとして2インチウエハ（直径50mm）が必要です。このサイズへの到達時期が早まれば、これを使用して量産技術開発が促進され、デバイスの実用化が早まると見られます。単結晶の2インチウエハへの大型化は、長期の開発が必要と考えられ、代替的なウエハを商品化して、普及させることを考えています。既定の開発方針であるモザイク結晶による2インチウエハの開発を進めながら、暫定的に1インチ単結晶ウエハの実用化を進める等の、新しい施策を検討・実行してまいります。

## ii. ウエハ加工技術の開発

デバイスの製作プロセスに使用するためのウエハとしては、表面の粗さ、うねり、欠陥密度等が、既存の半導体材料のレベルに達していることが、実用化の条件となります。このためには、結晶製作技術や加工技術の高度化が必須であり、これらに取り組みまいります。

## ③当社の共通の課題

当社が東京証券取引所グロース市場へ上場して2年程度経過しましたが、さらに成長していくためには、ガバナンスの強化に引き続き取り組んでいく必要があると認識しています。また、開発体制、工場運営、人材等に対しても、以下の課題があると考えています。

### i. 技術開発

当社のビジネス分野では、多くの技術で世界的に優位な地位にあり、今後もこの地位を維持することが重要であると認識しています。製品そのものだけでなく、製造技術や評価技術等幅広い分野での研究開発活動が必要です。当社は現在の開発候補アイテムとして十分なラインナップを確保するに至っておりません。これを補うために、大学、公的研究機関及び他企業と連携することで、カバーする範囲を広げる必要があります。これまで大学、公的研究機関及び他企業と委託研究や共同研究を行ってまいりましたが、海外の機関を含めさらに拡大すること検討します。

### ii. 工場運営とコスト削減

当社は、今後製品ラインナップを多品種に拡大していくことが必須の状況にあり、その実現のためには、既存の生産方式及び体制とは異なる生産方式及び体制を構築していく必要があると認識しています。新しい製品を作る工場運営の柔軟性や、従来とは異なるコスト削減への取り組みが、必要となることは確実で、このために適材適所の人材配置を行います。必要に応じて新たに人材を採用して、新しい事態に対応いたします。

### iii. 人材育成

当社の置かれた状況から、上場企業としてのガバナンスの強化、生産体制の維持と発展、新規技術の開発、新たな営業活動のための海外拠点の設置、グループ企業としての運営等に必要の人材の確保が急務であります。当社はこれまで必要な人材を外部から採用してまいりましたが、当社の事業活動に適した人材を育成することも、重要になっております。これを進めるために、教育システムを構築し、長期的に当社を担う人材を養成してまいります。

### iv. ダイバーシティの重視

当社はESGを重視する経営方針の中で、ダイバーシティを意識して、女性の管理職への登用や障害者の雇用等を進める必要があります。特に、部長クラス以上の経営陣への女性の

登用は急務であると認識しております。

v. 経営陣の高齢化と後継者の育成

当社の部長以上の経営陣は、60歳以上の比率が高く、将来の後継者の育成とあわせて、年齢構成を検討する必要があると認識しております。また役員についても、平均年齢を下げ、将来の当社を担う経営体制を構築することを検討してまいります。

vi. 輸出管理

経済安全保障の観点から、2022年12月に輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行され、ダイヤモンドの基板等が、新たな規制品目に入りました。

当社が2022年12月から2023年4月にかけて規制品目であるダイヤモンド基板等を、経済産業省の許可を得ずに輸出しておりましたことに関し、経済産業省より2024年5月21日に「厳正な輸出管理の徹底について（厳重注意）」を受領しました。当社としては、今回の事態を厳粛に受け止め、これまで以上に法令遵守を徹底し、社内体制を整備することにより、再発防止に努めてまいります。

なお、当社は昨年4月から6月にかけて一時的に輸出を自粛しましたが、6月下旬から改正後の法令に則した手続きのもと輸出許可申請を開始し、7月から許可を得て順次出荷しております。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社は、ダイヤモンド単結晶および関連製品の製造、販売、開発事業を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

①当社

本	社	大阪府豊中市	
開	発	部	大阪府茨木市
工	場	横江工場：大阪府茨木市 島工場：大阪府茨木市	

②子会社

エス・エフ・ディー株式会社	本社（大阪府茨木市）
---------------	------------

(注) エス・エフ・ディー株式会社は、2024年1月16日に設立いたしました。

### (7) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
62 (18) 名	6名増 (1名増)	46.6歳	4.25年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数の ( ) 内は、臨時従業員の最近1年間の平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 当社はダイヤモンド単結晶の製造、販売、開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

### (8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策金融公庫	147百万円
株式会社三菱UFJ銀行	64
株式会社三井住友銀行	19

### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2024年3月に、本社事務所建物の貸主等3名に対し、損害賠償請求及び本社事務所建物の賃料支払義務不存在確認の訴えを大阪地方裁判所へ提起いたしました。

また、当社は、本社事務所建物の貸主である有限会社新千里から、2024年2月に本社事務所建物の明渡しと賃料の支払を求める訴訟を大阪地方裁判所へ提起されました。

当社は、当社が提起した訴訟並びに貸主が提起した訴訟を通じて、当社の訴えが正当である旨引き続き主張してまいります。

## 2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 13,135,400株
- (3) 株主数 12,404名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
藤森直治	1,049,900株	7.99%
竹内工業株式会社	911,000	6.93
Cornes & Company Limited	585,000	4.45
旭ダイヤモンド工業株式会社	550,000	4.18
C B C 株式会社	444,000	3.38
株式会社 S B I 証券	348,400	2.65
BOFAS INC OMNIBUS ACCOUNT	345,000	2.62
加茂睦和	300,000	2.28
株式会社 槌屋	300,000	2.28
三星ダイヤモンド工業株式会社	300,000	2.28

- (注) 1. 当社は、自己株式を385株保有しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 2023年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を5株に分割）に伴い、発行済株式の総数は10,498,000株増加し、13,122,500株となっております。  
4. 2023年7月10日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行により発行済株式の総数は12,900株増加し、13,135,400株となっております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2023年6月23日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、固定報酬の一部として譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当社の役員に交付した株式の区分別合計

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役を除く）	12,100株	3名
社外取締役	800株	2名

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

区 分	第 1 2 回 新 株 予 約 権	第 1 4 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日	2019年6月18日	2020年6月19日	
新 株 予 約 権 の 数	375個	330個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 187,500株 (新株予約権1個につき 500株)	普通株式 165,000株 (新株予約権1個につき 500株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 300円)	新株予約権1個当たり 150,000円 (1株当たり 300円)	
権 利 行 使 期 間	2021年7月2日から 2026年7月1日まで	2022年7月2日から 2027年7月1日まで	
行 使 の 条 件	(注) 2	(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 345個 目的となる株式数 172,500株 保有者数 2名	新株予約権の数 270個 目的となる株式数 135,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 2名
	監 査 役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

区 分		第 1 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年6月18日
新 株 予 約 権 の 数		430個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 215,000株 (新株予約権1個につき 500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 180,000円 (1株当たり 360円)
権 利 行 使 期 間		2023年7月2日から 2028年7月1日まで
行 使 の 条 件		(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 370個 目的となる株式数 185,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 60個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 2名
	監 査 役	新株予約権の数 1個 目的となる株式数 1株 保有者数 1名

(注) 1. 2021年11月18日付で、普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 本新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権者について以下の取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。なお、上記但書にかかわらず、会社は取締役会の決議により取得事由の生じた本新株予約権の行使を認めない旨確定することができるものとし、かかる決定がなされた場合は、いかなる場合でも当該新株予約権は行使できなくなるものとする。

(取得事由)

新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合又は死亡した場合は、当社は、未行使の本新株

予約権を無償で取得することができる。

- ア. 当社又は当社子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
  - イ. 当社又は当社子会社の従業員
  - ウ. 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は当社子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
3. 2023年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されます。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	藤 森 直 治	国立研究開発法人産業技術総合研究所名誉リサーチャー 一般社団法人ニューダイヤモンドフォーラム顧問 エス・エフ・ディー株式会社 代表取締役社長
代表取締役副社長	高 岸 秀 滋	総務部長
常 務 取 締 役	林 雅 志	生産部長
取 締 役	北 城 恪 太 郎	サイジニア株式会社 社外取締役 日本アイ・ビー・エム株式会社名誉相談役 トライズ株式会社 社外取締役 株式会社インフォ・クリエイツ 社外取締役
取 締 役	光 田 好 孝	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授 株式会社UACJ 社外取締役
常 勤 監 査 役	岡 田 宗 久	
監 査 役	池 見 達 穂	
監 査 役	大 松 信 貴	大松公認会計士事務所 所長 川上塗料株式会社 社外監査役 株式会社エステック 社外取締役 (監査等委員) 株式会社タケウチ建設 社外監査役

- (注) 1. 取締役北城恪太郎氏及び取締役光田好孝氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役岡田宗久氏及び監査役池見達穂氏並びに監査役大松信貴氏は、社外監査役であります。
3. 監査役大松信貴氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①2023年6月23日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、取締役加茂睦和氏は任期満了により退任いたしました。
- ②2023年6月23日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、監査役西野徳一氏が辞任により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令（会社法第425条第1項）が規定する最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役（監査役であった者を含む。）が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により填補することとしております（ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります）。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担することとしております。

## (5) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、役員報酬規程に基づき取締役会の決議により各取締役の報酬額を決定しております。その報酬は全て固定報酬であり、金銭報酬である「基本報酬」及び「賞与」、非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」で構成しております。取締役会は、それぞれの決定方針並びに算定方法等は、取締役が業務目標の達成を奨励することを促すため、取締役個々に職責及び実績を考慮に入れた内容で決定しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、上記の決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものと判断しております。

また、監査役の報酬等については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、監査役の協議にて決定しております。その報酬は全て固定報酬であり、金銭報酬である「基本報酬」及び「賞与」で構成しております。

なお、取締役並びに監査役ともに、業績連動報酬等の制度は導入しておりません。

### ② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞 与	譲渡制限付 株式報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	71,408千円 (8,932)	59,600千円 (8,200)	－千円 (－)	11,808千円 (732)	6名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	20,000 (19,300)	20,000 (19,300)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	91,408 (28,232)	79,600 (27,500)	－ (－)	11,808 (732)	10 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当事業年度末日現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、2023年6月23日に開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役が1名（うち社外取締役1名）、同定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役が1名含まれているためであります。

3. 当社は業績連動報酬等の制度は導入しておりません。

4. 取締役の報酬等の総額は、2023年6月23日開催の第14回定時株主総会において金銭報酬の額を年額200百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）、非金銭報酬である譲渡制限付株式に関

する報酬の額を年額60百万円（うち、社外取締役年額12百万円）以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は2名）です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2021年11月18日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

- ③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

- ④ 社外役員が子会社（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

## (6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役北城恪太郎氏は、サイジニア株式会社の社外取締役、日本アイ・ビー・エム株式会社の名誉相談役、ライオン株式会社の社外取締役及び株式会社インフォ・クリエイツの取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役光田好孝氏は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授、株式会社UACJの社外取締役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役大松信貴氏は、川上塗料株式会社の社外監査役、株式会社エスティックの社外取締役（監査等委員）及び株式会社タケウチ建設の社外監査役であります。兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	北城 恪太郎	<p>当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席いたしました。</p> <p>日本アイ・ビー・エム株式会社の代表取締役社長等の経歴と経済団体の代表幹事の経験及び各種のベンチャー企業の社外取締役を務めてきた経験と幅広い見識を有しており、経営者としての経験や経営に関する見識から適宜発言を行うなど、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言を行っております。</p> <p>また、独立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っております。</p>
取締役	光田 好孝	<p>2023年6月23日の第14回定時株主総会で選任後に開催された取締役会全13回すべてに出席いたしました。</p> <p>ダイヤモンドに関する豊富な学識経験及び大学運営や産学官連携に関わる豊富な経験並びに他社の社外取締役を務めてきた経験に基づき、適宜発言を行うなど、独立した立場からの当社の経営判断への助言・提言を行っております。</p> <p>また、独立的な立場から取締役の職務執行の監督を行っております。</p>
監査役	岡田 宗久	<p>当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、監査役会18回すべてに出席いたしました。</p> <p>株式会社大阪チタニウムテクノロジーズでの常勤監査役業務経験と監査役職責を果たすための幅広い見識に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。</p>
監査役	池見 達穂	<p>当事業年度に開催された取締役会17回すべてに出席し、監査役会18回すべてに出席いたしました。</p> <p>日本アイ・ビー・エム株式会社の管理部門における長年の業務経験と管理業務に関する幅広い見識に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。</p>
監査役	大松 信貴	<p>2023年6月23日の第14回定時株主総会で選任後に開催された取締役会全13回中12回に出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。</p> <p>公認会計士・税理士として財務及び会計並びに税務に関する知見に基づき、当社の業務執行の適法性の監査の観点から、適宜発言を行っております。</p>

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

E Y 新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

項	目	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		33,375千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		33,375

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 上記の報酬等の額に、2023年3月期の追加報酬6,000千円が含まれております。

### (3) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査役会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当する事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を改定する決議を行っております。

当社が決議を行った「内部統制システムの構築に関する基本方針」の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ 当社の取締役及び従業員（以下役職員と総称する）が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重した行動を徹底するため「行動規範」並びに「コンプライアンス体制」を整備する。取締役は、当社のコンプライアンスの実施状況を管理・監督し、職員やその他の当社を構成する人に対し、適切な研修体制を設ける。
  - ロ 当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、直接連絡できる内部通報窓口を設ける。当社は内部通報制度を整備し、当社の役職員の不正な行為等を発見した場合、役職員は社内外に設置された通報窓口に通報することができる。窓口へ寄せられた情報は、当社代表取締役社長または各部署の責任者により適切に処理され、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けることはない。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社の取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、文書管理規程等に従い適切に保管及び管理し、検索可能な体制を構築する。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ 「リスク管理規程」において、当社のリスクマネジメントの基本方針を定め、事業を取り巻く様々なリスクに対する確かな管理・実践を行う。
  - ロ 当社のリスクマネジメント推進に関する課題・対応策を協議・承認する組織として代表取締役社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社のリスクを統括・管理する。リスク管理委員会は、当社のリスク状況について、取締役会に報告する。
  - ハ 各部及び個別リスクの検討課題ごとに具体策を検討・実施する主管部門を設定し、主管部門は検討の進捗を委員会に報告する。
  - ニ 内部監査部門は、当社における経営活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務執行の状況を検討・評価し、会社財産の保全のための助言・提案等を行う。

④ 反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を定め、毅然とした姿勢で臨み一切の関わりを持たず、不当な要求にも応じない。反社会的勢力に対しては所轄の警察署、顧問弁護士等関連機関と連携して情報収集を行い、組織的に毅然たる対応をする。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 当社は社内規程として、組織規程、職務権限行使基準等を定め、取締役・従業員の役割分担、職務分掌、指揮命令系統等を通じた効率的な業務執行を確保するための体制を整備する。
- ロ 当社は、定例取締役会を毎月1回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の意思決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、情報及び認識の共有、経営効率向上のための業務執行及び重要事項に係る議論の場として、当社の取締役及び執行役員が出席する執行役員会を原則取締役会開催日に併せて開催する。
- ハ 当社の業務運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算等、全社的な目標を設定し、その目標達成に向け具体的な方針・戦略を立案・実行する。

⑥ 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重する中で、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、グループにおける内部統制システムを整備する。

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、財務諸表、事業報告その他の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項について、当社取締役会等への定期的な報告を行うとともに、当社監査役等による監査等を通じて、子会社における業務を監視・監督する。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社において、当社のリスク管理体制に準拠したリスク管理体制を整備し、当社はその適正な運用を確保するとともに、子会社の事業を取り巻く様々なリスクを把握し、適正に管理する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社のグループ経営管理に関する規程等に則り、子会社は職務権限行使基準等を策定し、効率的に子会社の取締役の職務の執行が行われることを確保する。

二 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社においてコンプライアンス体制を適切に構築及び運用させるものとし、子会社における財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制体制を構築及び運用させる。

⑦ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が必要とした場合、取締役は監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のための監査役補助使用人（以下「監査担当者」という。）を置き、監査役は監査業務の補助を指示することができる。この場合、監査担当者は、監査役からの指示に基づく業務を実行中において、監査役以外の者から指示命令を受けないよう独立性を保ち、指示の実効性を確保する。

⑧ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社の代表取締役社長と定期的な会合を持ち、また、当社の会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、議長を代表取締役社長とし、代表取締役社長を含む常勤取締役3名、社外取締役2名の計5名で構成されており、原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。

当社の取締役会では、経営に関する重要事項についての意思決定を行うほか、各取締役からそれぞれが管掌する分野における業務執行状況の報告を受け、取締役の業務執行の監督を

行うとともに、経営に関する諸問題の討議の場となっております。なお、当事業年度において、取締役会は17回開催しております。

② 監査役・監査役会

当社の監査役会は、議長を常勤監査役とし、公認会計士の資格を有する1名を含む非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役会については、原則、毎月1回の定期開催と、必要に応じて臨時開催を行っております。なお、当事業年度において、監査役会は18回開催しております。

また、監査役は当社の取締役会にも出席しており、取締役の業務執行の監督、監視を行っております。

③ リスク管理委員会

当社のリスク管理委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、各部長により構成されており、常勤監査役も出席しております。

当社のリスク管理委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。

当社のリスク管理委員会では、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図ることを目的とし、発生したリスク及び予想されるリスクの評価や対応等に関する審議をしております。

④ コンプライアンス委員会

当社のコンプライアンス委員会は、委員長を代表取締役社長とし、常勤取締役、常勤監査役、各部長、内部監査室長により構成されております。

当社のコンプライアンス委員会は、原則として四半期に1回開催しており、必要に応じて随時開催することとしております。

当社のコンプライアンス委員会では、発生したコンプライアンス上の問題点及び予想されるコンプライアンス上の問題点の対応等を審議しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ利益還元を行うことを経営上の重要課題と捉え、内部留保の充実を勘案して配当決定を行うことを基本方針としております。しかし、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しているため、当社設立以来現在に至るまで剰余金の配当を実施しておりません。

現在におきましても、ダイヤモンド単結晶の製造設備の増強、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施していくとともに、事業拡大のための人材確保等を優先しておりますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら、株主の皆様への剰余金の配当について検討してまいります。

将来的に剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、その決定機関は取締役会であります。

また、取締役会の決議により9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,897,003</b>	<b>流動負債</b>	<b>220,192</b>
現金及び預金	688,217	買掛金	2,890
売掛金	95,357	1年内返済予定の長期借入金	84,145
製品	492,972	未払費用	28,145
仕掛品	512,061	未払法人税等	13,729
貯蔵品	69,152	未払金	69,704
前払費用	30,632	前受金	2,002
その他	8,609	預り金	3,025
<b>固定資産</b>	<b>3,440,667</b>	賞与引当金	16,261
<b>有形固定資産</b>	<b>3,265,907</b>	その他	288
建物	940,041	<b>固定負債</b>	<b>266,822</b>
構築物	28,577	長期借入金	148,080
機械及び装置	2,273,834	退職給付引当金	15,098
工具、器具及び備品	11,351	資産除去債務	103,644
建設仮勘定	12,103	<b>負債合計</b>	<b>487,015</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>4,542</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	3,267	<b>株主資本</b>	<b>4,850,654</b>
その他	1,275	資本金	1,499,559
<b>投資その他の資産</b>	<b>170,216</b>	資本剰余金	2,029,159
長期前払費用	7,036	資本準備金	1,468,169
繰延税金資産	11,097	その他資本剰余金	560,990
関係会社株式	110,000	<b>利益剰余金</b>	<b>1,323,610</b>
差入保証金	42,083	その他利益剰余金	1,323,610
		繰越利益剰余金	1,323,610
<b>資産合計</b>	<b>5,337,670</b>	<b>自己株式</b>	<b>△1,674</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>4,850,654</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>5,337,670</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		757,549
売 上 原 価		360,124
売 上 総 利 益		397,424
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		611,421
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 ( △ )		△213,997
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12,336	
為 替 差 益	110,449	
そ の 他	177	122,963
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,455	
減 価 償 却 費	561	
支 払 手 数 料	2,265	
株 式 交 付 費	648	
そ の 他	420	6,351
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )		△97,384
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	13,348	13,348
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,675	2,675
税 引 前 当 期 純 利 益 又 は 税 引 前 当 期 純 損 失 ( △ )		△86,711
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	773	
法 人 税 等 調 整 額	23,851	24,625
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ )		△111,336

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から)  
(2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	1,483,815	1,452,425	560,990	2,013,415	1,434,947	1,434,947	△1,674	4,930,502	4,930,502
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	15,744	15,744		15,744				31,488	31,488
当期純損失(△)					△111,336	△111,336		△111,336	△111,336
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-
当 期 変 動 額 合 計	15,744	15,744	-	15,744	△111,336	△111,336	-	△79,848	△79,848
当 期 末 残 高	1,499,559	1,468,169	560,990	2,029,159	1,323,610	1,323,610	△1,674	4,850,654	4,850,654

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は、原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

a 製品、仕掛品 総平均法を採用しております。

b 貯蔵品 個別法を採用しております。

##### ② 子会社株式の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～29年

機械及び装置 8年

工具、器具及び備品 4年～8年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、ダイヤモンド単結晶を工業材料として製造販売する単一事業として取り組んでおります。これら製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。

国内の製品の販売については、主に「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合については、出荷基準で収益を認識しております。製品の輸出販売については、顧客との契約に基づいた貿易条件により、当該製品に対する危険負担が移転した時点で顧客が支配を獲得するため、当該時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (5) その他計算書類の作成のための基本となる事項

##### ① 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

##### ② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### 固定資産の減損損失

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産	3,265,907千円
無形固定資産	4,542千円
投資その他の資産(注)	7,036千円
合計	3,277,486千円
減損損失	－千円

(注) 投資その他の資産については、減損会計の対象となった勘定科目の金額を記載しております。

当事業年度において、減損の兆候が認められ、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産の帳簿価額を上回っていることから、減損損失は計上しておりません。

#### (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ① 算出方法

当社は、ダイヤモンド単結晶を工業材料として製造販売する単一事業であることから、全社一体としてグルーピングを行っております。当事業年度において、ダイヤモンド単結晶を工業材料として製造販売する事業について、輸出貿易管理令の一部を改正する政令の施行への対応として一時的に製品等の輸出取引を保留したことや、パレスチナ・イスラエル紛争によるイスラエルの当社種結晶ユーザーとの一時的な取引停止、インドのLGDメーカーによる種結晶の自家生産の動き等により、売上が減少し、経営環境が著しく悪化していることから、減損の兆候が認められます。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。

なお、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会にて承認された中期経営計画を基礎として不確実性を考慮しております。

##### ② 主要な仮定

当社が策定した中期経営計画では、エス・エフ・ディー株式会社及びインド現地法人がグループ企業として有機的に結びついて、新たなビジネスチャンスを開拓する計画であり、翌事業年度以降、原石及び宝石販売の立ち上げを計画しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、売上高及び売上総利益率です。特に売上高に含まれる主要な仮定は、原石及び宝石販売の進展の見込み及びそれ以降の成長率であり、市場調査によるLGD市場の需要動向の見込み等を勘案しております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、計算書類作成時点において入手可能な情報に基づいているものの、将来事象の予測を含む不確実性を伴うものであるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な

影響を及ぼす可能性があります。

#### 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した繰延税金資産（純額） 11,097千円  
（繰延税金負債と相殺前の金額 33,452千円）
- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業分類の判定を行い、将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

##### ② 主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断は、企業分類の判定、将来の収益力に基づく課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールリング等に依存します。

課税所得の見積りにおける主要な仮定は、翌事業年度の売上高です。売上高に含まれる主要な仮定は、原石及び宝石販売の進展の見込みであり、市場調査によるLGD市場の需要動向の見込み等を勘案しております。

##### ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の収益力に基づく課税所得の見積りの前提とした条件や仮定に変更などが生じた場合には翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,604,328千円
- (2) 当座借越契約

当社は、機動的な資金調達を行うため、金融機関との間に当座借越契約を締結しております。なお、当座借越契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座借越限度額の総額	600,000千円
借入実行残高	—千円
差引借入未実行残高	600,000千円

### 4. 損益計算書に関する注記

#### 研究開発費に関する注記

- 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 204,914千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数（自己株式を含む）

普通株式 13,135,400株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数は以下のとおりであります。

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	385株	－株	－株	385株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 596,500株

## 6. オペレーティング・リース取引に関する注記

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	24,000千円
1年超	627,225千円
合計	651,225千円

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）としております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(*1)	時 価(*1)	差 額
差入保証金	42,083千円	36,944千円	△5,138千円
資産計	42,083	36,944	△5,138
長期借入金(*3)	232,225	231,066	△1,158
負債計	232,225	231,066	△1,158

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払金、未払法人税、前受金、預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、上表に含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式	110,000

(\*3) 長期借入金には、1年以内返済予定額も含めております。

### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。
- ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時			価
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
差入保証金	－千円	36,944千円	－千円	36,944千円
資産計	－	36,944	－	36,944
長期借入金	－	231,066	－	231,066
負債計	－	231,066	－	231,066

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローとリスクフリーレートを基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	24,633千円
減価償却超過額	3,086千円
未払事業税	3,695千円
賞与引当金	4,979千円
退職給付引当金	4,623千円
棚卸資産廃棄損	3,209千円
棚卸資産評価損	13,592千円
研究開発費	17,179千円
資産除去債務	31,736千円
その他	8,438千円
繰延税金資産小計	<u>115,173千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 24,633千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 57,087千円
評価性引当額小計	<u>△ 81,720千円</u>
繰延税金資産合計	<u>33,452千円</u>

### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>22,354千円</u>
繰延税金負債合計	<u>22,354千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>11,097千円</u>

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	藤森直治	被所有 直接 7.99%	当社代表取締役 社長 債務被保証 金銭報酬債権の 現物出資	債務被保証 (注2)	25,200	-	-
				譲渡制限付 株式の発行 (注3)	11,960	-	-

(注1) 取引金額には消費税等を含めておりません。

(注2) 当社は、不動産賃貸借契約に対して債務保証を受けております。

取引金額は、債務保証を受けている物件について当事業年度に支払った賃借料を記載しております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

(注3) 譲渡制限付株式の発行は、2023年6月23日開催の第14回定時株主総会において決議いただいた譲渡制限付株式報酬の額となります。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	製品の種類				合計
	種結晶	基板及び ウエハ	光学系及び ヒートシンク	工具素材	
地域					
国内	75,415	191,629	29,103	14,750	310,898
海外	405,337	38,335	0	2,978	446,651
顧客との契約から生じる 収益	480,753	229,964	29,103	17,728	757,549
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	480,753	229,964	29,103	17,728	757,549

(注) 地域は、仕向地を基礎として、国内又は海外に分類しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4). 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	229,085
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	95,357
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	957
契約負債（期末残高）	2,002

貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は売掛金に、契約負債は前受金に含まれております。当事業年度に認識された収益について、期首時点での契約負債に含まれていた金額は、957千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	369円29銭
1株当たりの当期純損失	8円48銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	－円

(注1) 2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失を算定しております。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当事業年度
1株当たり当期純損失	
当期純損失(千円)	111,336
普通株主に帰属しない金額(千円)	－
普通株式に係る当期純損失(千円)	111,336
普通株式の期中平均株式数(株)	13,131,808

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

## 12. 追加情報

(輸出貿易管理令の一部を改正する政令の施行による影響について)

経済産業省は、経済安全保障強化のため、「輸出貿易管理令の一部を改正する政令」を制定し、2022年12月6日に施行されました。その中に規制対象として半導体基板としての三酸化二ガリウムとダイヤモンドが追加されました。当社は、研究用基板のみならず主力製品の種結晶等についても、改正直後から関係機関や当局とコミュニケーションをとり、改正後の法令に則した対応等について確認を行ってまいりました。

2023年4月以降、同時点で当局の判断が未到着の状況であったため、一時的に種結晶製品等の輸出取引を保留しておりましたが、その後も当局とのコミュニケーションを継続する中で、2023年6月下旬から改正後の法令に則した輸出申請を開始し、7月以降には、順次輸出許可を得ており、出荷を開始しております。

今後も、当局とはコミュニケーションを継続して、法令に則した輸出を行ってまいります。

### 13. 重要な後発事象に関する注記

#### (重要な連結範囲の変更)

当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結計算書類は作成しておりませんでした。子会社の事業活動が開始し、当企業集団における重要性の増加が見込まれるため、2024年5月10日開催の取締役会において、翌事業年度より連結計算書類を作成することを決議いたしました。

#### (子会社の設立)

当社は、2024年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり子会社を設立することを決議いたしました。

#### 1. 子会社設立の目的

当社は、ダイヤモンド単結晶の種結晶を製作し、LGD (Laboratory Grown Diamond : 人工宝石) を製作するための素材として専ら単一製品として販売してまいりましたが、昨年来の市場の変化に対応して、多様な製品を販売することといたしました。また、これまで主として日本において営業活動を行っていたために、ビジネスの変化を早期に察知することが困難な状況にありました。そこで、世界的なダイヤモンド加工産業の集積地であるインド・グジャラート州において、タイムリーに顧客のニーズに伝えていくことを目的として、当社は、当社100%子会社であるエス・エフ・ディー株式会社 (以下、「SFD」といいます。) とともに、インドにおいて現地法人を設立いたします。

## 2. 子会社の概要

(1)	名 称	未定	
(2)	所 在 地	インド グジャラート州 (予定)	
(3)	代表者の役職・氏名	未定	
(4)	事 業 内 容	ダイヤモンドの応用製品の開発、製造、販売	
(5)	資 本 金	3,000万INR	
(6)	設 立 時 期	2024年6月 (予定)	
(7)	大株主及び持株比率	当社 45%、SFD 55%	
(8)	上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社が45%を直接出資し、当社100%子会社であるSFDを通じて55%を間接出資する子会社（孫会社）として設立予定です。
		人的関係	当社の代表取締役が、子会社（孫会社）の取締役を兼務する予定であります。
		取引関係	子会社（孫会社）が販売する種結晶は、当社が製作する計画です。また、子会社（孫会社）が宝石に加工する原石は、当社が製作し、SFDを経由して子会社（孫会社）に販売する計画です。子会社（孫会社）が製作した宝石はSFDが購入して販売する計画です。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社イーディーピー  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	笹山直孝
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	仲昌彦

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イーディーピーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社イーディーピー 監査役会

常勤監査役 岡田 宗久 ㊟

監査役 池見 達穂 ㊟

監査役 大松 信貴 ㊟

(注) 監査役岡田宗久、監査役池見達穂及び監査役大松信貴は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上



